

衛星を活用した VHF データ交換システム (VDES) の導入による 海上無線通信の高度化に向けた調査検討会

設置要綱 (案)

1 目的

船舶に搭載されている無線通信機器は、デジタル通信技術の活用によるデータ通信等の高度化へ対処するため、国際的な海上移動業務の無線周波数である 150MHz 帯におけるアナログ音声用の周波数の一部を「VHF データ交換システム (VDES:VHF Data Exchange System)」として利用することが世界無線通信会議 (WRC-12 及び WRC-15) において決定され、我が国においてもこの導入に向けた関係の制度が平成 30 年 7 月に整備されたところである。

今般、この VDES について、地上に加えて衛星でも利用可能とするための新たな周波数を二次業務として分配することが WRC-19 において合意され、陸上と船舶との間又は船舶相互間に加え、船舶と衛星との間においてもデータ通信を活用することが可能となった (以下、「VDES (衛星コンポーネント)」という。)。これにより、航行の安全の確保だけでなく各種業務の効率化など通信の高度化の実現や海上における人命の安全の向上などが期待されている。

このため、この VDES (衛星コンポーネント) として追加された電波利用について、その新たなニーズとこれに対応したシステム運用形態、及び他の電波利用との周波数共用条件等、国内制度化を視野においた技術基準策定の礎となる技術的要求条件の導出を目的とし、総務省北海道総合通信局に「衛星を活用した VHF データ交換システム (VDES) の導入による海上無線通信の高度化に向けた調査検討会」を設置する。

2 調査検討事項

- (1) VDES (衛星コンポーネント) に関する利用ニーズ、システムとしての要求条件等
- (2) VDES (衛星コンポーネント) と他の無線通信業務との周波数共用条件
- (3) (1) 及び (2) を踏まえた技術的要求条件

3 調査検討会の設置及び運営

- (1) 調査検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 調査検討会に座長及び副座長を置き、総務省北海道総合通信局長が予め指名する。
- (3) 座長は、調査検討会を招集し主宰する。
- (4) 座長は、必要に応じ構成員以外の関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- (5) 副座長は座長を助け、座長不在時にその職務を代行する。

- (6) 座長は、必要に応じ専門的な検討を行うための作業班を置くことができる。
- (7) 作業班に属すべき構成員及び当該事務を掌理する主査は座長が指名する。
- (8) 調査検討会及び作業班は、遠隔操作等の方法により開催することができる。
- (9) やむを得ない事情がある場合、構成員は座長の承認を得て代理の者を調査検討会に出席させることができる。
- (10) その他、本調査検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

4 議事等の公開

- (1) 調査検討会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害する恐れがある場合、その他の座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 調査検討会で使用した資料、及び議事要旨については原則として総務省北海道総合通信局のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害する恐れがある場合、その他の座長が必要と認める場合については、非公開とすることができる。

5 スケジュール

本調査検討会はその設置の日から令和3年3月までの間、開催する。

6 事務局

調査検討会の事務局は、総務省北海道総合通信局無線通信部電波利用企画課に置く。

附 則

この要綱は、令和2年11月13日から施行する。